三重県土地家屋調査士会
役員選挙規則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)会則第31条に基づき選任する役員につき、その選任方法を定めて公正に行うため必要な事項を定める。

（役員の選任）

第２条　役員の選任は、選挙によって行う。

（選任する役員数）

第３条　総会において選任する役員の数は、会則第28条で定める数とし、次のとおりとする。

会　長　１人

副会長　１人以上３人以内

理　事　各支部毎に選挙該当年４月１日現在の支部会員数(法人会員を除く)１５人から２０人で１人、２１人から３５人で１人又は２人、３６人以上で２人又は３人の理事を推薦する。ただし１５人に満たない支部にあっても１人の理事を推薦することができる。この推薦された数を理事の数とする。

監　事　３人

２　前項により選任された各役員に欠員を生じたときは、補欠選任するものとする。ただし、その欠員数が会則第28条に定める員数の範囲内である場合には、次に開かれる総会まで補欠選任をしないことができる。

（兼職の禁止）

第４条　本会の会長は、会務に専念するため、他の団体の会長又は副会長を兼ねることができない。ただし、他人のために官公署に提出する書類の作成又は申請行為の代行(代理を含む)をすることを業務とする資格者によって構成する団体でないものについてはこの限りではない。

（選挙権の行使）

第５条　選挙権を行使することのできる者は、選挙の行われている総会に現に出席している本会の調査士会員とする。

（被選任者）

第６条　被選任者となるべき者は、候補者となった次の各号に掲げる本会の調査士会員とする。

一　自ら、候補者として立候補した者

二　支部から候補者として推せんされた者で本人が同意した者

第２章　選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

第７条　本会に、選挙事務を管理するため選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（委員会の職務）

第８条　委員会は、次の各号に定める事務を管理する。

一　選挙に関する告示

二　立候補及び候補者の推せん若しくは候補の辞退の届出の管理

三　投票及び開票の管理

四　当選者等の確定

五　その他選挙事務の管理に必要と認めた事項

（委員の選任）

第９条　委員会の委員は、本会の役員以外の調査士会員のうちから、各支部１名の推せんを受け、会長が任命する。

（委員会の組織）

第10条　委員会は、前条により選出された委員をもって組織する。

２　委員会に委員長１人、副委員長１人を置く。

３　委員長、副委員長は委員のうちから互選する。

４　委員長は、委員会を代表し、その事務を統轄する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（委員会の運営）

第11条　委員会は、委員長が招集する。ただし最初の委員会は会長が招集する。

２　委員会の決議は、委員の３分の２以上が出席

し、その過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。

3　委員会の決議は、書面によることができる。

（委員の任期）

第 12 条　委員の任期は、就任後選挙の完了するまでとする。

（委員の資格喪失）

第 13 条　委員が候補者となったときは、その資格を喪失する。この場合、資格喪失委員の選出支部はその後任を選出するものとする。

（選挙告示）

第 14 条　委員会は、選挙期日から３０日前までに次の事項を定め、委員会の事務所に掲示し、かつ遅滞なく調査士会員にこれを通知しなければならない。

一　選挙期日及びその場所に関する事項

二　候補者の届出に関する事項

三　その他必要と認めた事項

（事務局）

第 15 条　委員会に事務局を置く。

2　事務局は、本会の事務所とし、その事務は本会事務職員が当る。

3　事務局員は、委員会の定める事務を行う。

第３章　立候補届等

（立候補の届出）

第 16 条　第 6 条第 1 号の候補者になろうとする者は、第 14 条の選挙告示に定められた届出期間内に付録様式第 1 号の立候補届により、委員会にその旨を届出なければならない。

2　第 6 条第 2 号の候補者を推せんしようとする支部長は、前項の規定に従い、付録様式第 2 号の推せん届により委員会にその旨を届出なければならない。

3　前項の推せん届には、被推せん者の承諾書を添付しなければならない。

（重複立候補等の禁止）

第 17 条　役職の一について候補者となった者は、同時に他の役職の候補者になることはできない。

（候補の辞退）

第 18 条　候補者が候補を辞退しようとするときは、選挙期日の７日前までに、付録様式第 3 号の辞退届により、委員会にその旨を届出なければならない。

（候補者の告示）

第 19 条　候補の届出があったときは、委員会は、直ちに候補者の氏名、所属支部名を委員会の事務所に告示しなければならない。

2　前条の辞退届があったときも同様とする。

第４章　投票及び開票

（選挙の方法）

第 20 条　選挙は、投票の方法により行う。

2　前項の投票は、会則第 28 条に定める記載の順序に従って各役職別に行うものとする。この場合、理事の投票については支部配分別に行うものとする。

3　投票は、役職毎に１人１票とし、無記名とする。

4　議長は、投票に先立ち、選挙に関する事項を宣言した後議場を閉鎖し、委員会に選挙事務を司どらしめるものとする。

（投票所）

第 21 条　投票所は、総会の議場内に設けなければならない。

（投票用紙）

第 22 条　委員会は、各役職別毎に投票用紙を調整しておかなければならない。

2　前項の投票用紙には、立候補者の氏名を当該役職の投票用紙に記載しておくものとする。

3　前項の候補者の記載の順序は、立候補の届出の順序とする。

（投票用紙の交付）

第 23 条　委員会は、投票所で所定の投票用紙を第 5 条に定める調査士会員に交付するものとする。

（投票用紙の記載方法）

第 24 条　投票は、選挙しようとする者の氏名の上に、〇印の記号１個を記載して定められた投票

箱に投票するものとする。

（投票の締切）

第 25 条　委員会が投票を締切ろうとするときは、委員長からその旨を議場に通告しなければならない。

（無効投票）

第 26 条　次に掲げる投票は、無効とする。

一　所定の投票用紙を用いなかったもの

二　委員会において、被選挙者が確認できなかったもの

三　第 24 条の規定に反して記載したもの

（開　票）

第 27 条　開票は、総会の議場若しくは委員会が定めた場所で委員会が行う。この場合、投票者のうちから委員会が指名した３人の立会人が立ち会わなければならない。

（当選者の確定）

第 28 条　当選者の確定は、各役職別毎の有効投票数のうちから、定数に満つるまで得票数の多い者から順次当選者とする。

２　得票数が同数であるため、当選者の確定ができないときは、再投票を行って当選者を決定する。

（会長選挙の確定）

第 29 条　会長の確定については、前条に定めるほか、次による。

一　会長の得票数は、有効投票数の過半数でなければならない。

二　前号の得票を得られなかったときは、上位１位･２位の者によって再投票するものとする。

（無投票当選）

第 30 条　立候補者の数が、選挙する役員の定数と同数若しくはそれ以下のときは、投票を行わず無投票当選とする。

（開票結果の報告）

第 31 条　当選者が確定したときは、委員長は、総会の議場において、役職別毎の投票総数並びに有効投票及び無効投票の数と当選者の氏名並びに当該当選者の得票数その他必要と認める事項の報告をしなければならない。

（就任承諾）

第 32 条　当選者は、当選確定後遅滞なく付録様式第 4 号の就任承諾書により、委員会にその旨を届出なければならない。

２　当選者が、選挙の日から起算して１週間以内に前項の届出をしないときは、その者は当該役員に就任しないものとみなす。

（繰上当選）

第 33 条　当選者が、前条第 2 項で定める期間内に就任しなかったとき、または選挙の日から起算して６カ月以内に辞任又は死亡したとき、若しくは会則第 33 条に該当したときは、当選者の次に多数得票した者がその者に代わって当選者となる。

（新役員の公示）

第 34 条　委員長は、新たに役員に就任した者の氏名及びその所属支部を、速やかに各調査士会員に通知しなければならない。

第５章　選挙運動の制限

（倫　理）

第 35 条　この規則に基づく選挙のための運動は、公明正大を旨とし、いやしくも会員としての品位をけがしてはならない。

第６章　選考による選任

（選考による選任）

第 36 条　第 14 条の選挙告示に定められた届出期間内に第 6 条第 1 号及び第 2 号の候補者の届出がないか、又は会則第 28 条の役員定数に満たない役職が生じたときは、選挙によらないで選考により選出することができる。

２　立候補届出期間後に立候補の辞退者があって前項の理由で発生したとき又同じとする。

（選考会議）

第 37 条　委員長は、前条の理由が発生したときは、速やかに次の役員経験者による選考会議を招集する。

一　会長経験者(現調査士会員)及び在任会長
二　在任副会長
三　理事の選考が必要なときは、関係する支部長

2　選考会議は、役員経験者の互選により座長を選出し、役員適任者の選考を行い、その同意を得て選考候補者を決定する。

3　選考会議は、総会期日までに選考候補者を委員会に通報するものとする。

(選考候補者名簿の提出)

第 38 条　委員会は、前条の選挙候補者名簿を議長に提出するものとする。

第７章　補　則

(補欠選任)

第 39 条　第 3 条第 2 項の補欠の選任については、この規則による。

(規則の改廃)

第 40 条　この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附　　則

(施行期日)

1　この規則は、会則第 22 条の改正許可書到達の日から施行する。

(昭和６３年１０月２５日)

附　　則

(施行規則の変更)

1　この変更規則は、平成６年５月２７日から施行する。

1　この変更規則は、平成８年５月２３日から施行する。

1　この変更規則は、平成１２年７月１日から施行する。

1　この変更規則は、平成１６年６月１日から施行する。

1　この変更規則は、平成２０年５月２４日から施行する。

1　この変更規則は、令和８年５月２３日から施行する。